

第47回和歌山県人権施策推進審議会

議案

会長の選出について

和歌山県人権施策推進審議会規則第2条第1項に基づく会長の選出

<参考>

和歌山県人権施策推進審議会規則【抜粋】

(会長)

第2条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

会長代理の指名について

和歌山県人権施策推進審議会規則第2条第3項に基づく会長代理の指名

<参考>

和歌山県人権施策推進審議会規則【抜粋】

(会長)

第2条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

専門委員会委員の選出について

和歌山県人権施策推進審議会運営に関する要綱第2条第2項第3号に基づく
専門委員会の設置

<参考>

*和歌山県人権施策推進審議会運営に関する要綱【抜粋】

(会議)

第2条 審議会会長は、審議会の円滑な運営に関し必要な事項を協議するために、
審議会委員の全部又は一部による会議を開催することができる。

2 審議会の運営に関して開催する会議（以下「会議」という。）は、以下のとおりとする。

(1) 審議会の運営のための小委員会

(2) 全員協議会

(3) 専門委員会

3 前項第1号及び第2号に規定する会議は、審議会会長が招集し、議長となる。

4 第2項第3号に規定する会議は、審議会会長が招集し、議長は専門委員会委員の互選により決定する。

5 会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

6 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

専門委員会の設置について

【名 称】 県民意識調査実施に係る専門委員会

【設置目的】 和歌山県が実施する「人権に関する県民意識調査及び事業所アンケート調査」における調査項目をはじめとした実施にかかる諸事項を協議するために設置する。

【定 員】 5名程度

「人権に関する県民意識調査」の概要

●事業の内容

人権に関する県民意識調査及び事業所アンケート調査の実施

●調査の目的

近年の社会情勢や価値観の変化に伴う、県民の人権に関する意識の実態や県内企業の人権に配慮した取り組み等を把握し、和歌山県人権施策基本方針をはじめとした人権関係施策の基本的方向を検討するための基礎資料とする。

●調査対象等

(1)調査対象

①県民意識調査：満18歳以上の県民から無作為に3,000人を抽出

②企業へのアンケート調査：和歌山県内に所在する事業所より、従業員規模別に無作為に1,000事業所を抽出

(2)調査方法：郵送によるアンケート用紙の配布回収

●調査項目

①県民意識調査

人権全般、人権侵害を受けたり見聞きした経験、人権啓発センターの取組、女性の人権、子どもの人権、高齢者の人権、障害のある人の人権、同和問題、外国人の人権、感染症・難病患者等の人権、犯罪被害者やその家族の人権、インターネットによる人権侵害、医療の現場における患者の人権など

②企業へのアンケート調査

人権に関する取組、ユニバーサルデザインについての考え、CSRについての考え方、人権啓発センターの取組についての考えなど

なお、調査項目等の骨子の検討には、「和歌山県人権施策推進審議会専門委員会」で協議を行う。

●スケジュール

令和4年8月 和歌山県人権施策推進審議会

令和4年10月 第1回専門委員会

令和4年12月 第2回専門委員会

令和5年度人権に関する県民意識調査及び事業所アンケート調査スケジュール（案）

		和歌山県人権施策推進審議会	
		会 議 名	内 容
令和4年度	8月	和歌山県人権施策推進審議会	・県民意識調査について ・専門委員会委員の選出について
	9月		
	10月	第1回専門委員会	・調査項目の検討
	11月		
	12月	第2回専門委員会	・調査項目の決定
	1月		
	2月		
	3月		
令和5年度	4月		
	5月		
	6月	調査票発送	
	7月		
	8月		
	9月	第3回専門委員会	・調査結果の概要報告
	10月		
	11月		
	12月		
	1月		
	2月		
	3月	和歌山県人権施策推進審議会	・調査結果の最終報告 ・基本方針改定にかかる専門委員会設置
令和6年度	「令和5年度人権に関する県民意識調査及び事業所アンケート調査」結果を受けて和歌山県人権施策基本方針を改定		